

30 八行行発第 55 号  
平成 30 年 10 月 9 日

八王子市監査委員	伊藤	達夫	殿
同	矢野	和利	殿
同	水野	淳	殿
同	五間	浩	殿

八王子市長 石 森 孝 志

包括外部監査結果に基づく措置について（通知）

このことについて、地方自治法第 252 条の 38 第 6 項の規定により別紙のとおり通知します。

平成21年度

監査テーマ	市営住宅事業に係る事務の執行等について
監査項目	(2) 市営住宅の現状について
指摘項目	追加工作物の管理・指導について
指摘事項	追加工作物の管理・指導について
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘 <input type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	<p>規則等に基づき、正式に申請書を提出し工作物を工事により設置している住宅もあるが、全くそのような正式な申請書を提出せずに工作物を工事により設置している団地があった。</p> <p>全ての団地について、工作物の実態調査を行い、現在の状況を的確に把握することから、始めるべきである。</p> <p>これから市営住宅に入居される方々も含めて、施設等の増設に対するルールをあらためて徹底することが現在求められているものと考えられる。</p> <p>また、老朽化した木造戸建て住宅について、必要な設備が建設当初からない場合には、正式に申請書を提出してもらい、判断することが求められている。</p> <p>入居者が市民として健康で文化的な生活を営む権利を当然に有していることを勘案すると、これら無申請の工作物の撤去命令を行うことやそれに応じない場合、明け渡し命令を行うことを形式的に実施していいものかどうかについて慎重に検討することが求められている。</p>
措置内容	<p>無申請の工作物については、平成25年3月末までに現場確認を実施した結果、すべての工作物が八王子市営住宅条例施行規則第21条第2項第3号に規定する許可基準「敷地内に工作物の設置をしても市営住宅の維持に支障がなく、原形に復することが容易である」に該当し、八王子市営住宅条例第25条第1項第3号に基づき申請書が提出されれば認められるものであった(調査時点での入居者より以前の入居者が工作物を設置していたなどの理由により、現入居者が設置した確証が取れなかったため、確認したすべての工作物について申請書の提出には至っていない)。</p> <p>申請によらない工作物の設置を防止するための方策としては、まず、入居の際に配付する「市営住宅生活ガイド」において工作物の設置手続きについて説明することとした。また、指定管理者による巡回を評価項目に追加し、モニタリングにおいて履行を確認するしくみとともに、入居者に対しては、入居者向け季刊誌である「ひろば」に周知欄を設け、工作物の設置にあたっては事前に申請書を提出するよう周知を徹底するしくみを構築した。</p> <p>また、無申請の工作物が設置してある住宅については、平成29年10月策定の市営住宅整備・管理計画において、老朽化によりすべてが「用途廃止するもの」として位置付けられたことから、入居者に対して、設備の整った他の市営住宅への移転を勧奨している。</p>
措置時期	平成30年2月23日
所管部課	まちなみ整備部住宅政策課

平成26年度

監査テーマ	指定管理者制度に関する事業の事務の執行について
監査項目	3. 産業振興部【道の駅八王子滝山（農林課）】
指摘項目	(2) 指定管理者の概要
指摘事項	経理規程の不備について
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘 <input type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	<p>指定管理者業務仕様書によると、「指定管理者は経理規程を策定し、経理事務を行うこと」としているが、本件指定管理者は経理規程を定めていない。</p> <p>経理規程は、経理事務の方針や体制等のルールを定めるものであり、市は当該規程の妥当性を確かめたうえで、指定管理者の経理事務がこれに則って実施されていることを確認し、もって経理事務が適切に行われていることを確かめる極めて重要な規程であり、早急にこれを整備し、市との合意のもとそれに従った運用を開始すべきである。</p> <p>仕様書等に則った運用がなされるようモニタリングを強化されたい。</p>
措置内容	<p>平成28年度に締結した基本協定（指定期間 平成29～33年度）において、道の駅独自の経理規定の策定を義務付けし、期中モニタリングにて策定とその内容について確認した。</p> <p>また、モニタリングの強化についても、事業計画の確実な遂行の管理・監督のため、基本協定において四半期毎に事業報告書の提出を義務付けし、モニタリングで確認するしくみを構築した。構築したしくみを活用し、期中モニタリング（6・9・12月）において履行を確認した。</p>
措置時期	平成30年2月1日
所管部課	産業振興部農林課

監査テーマ	指定管理者制度に関する事業の事務の執行について
監査項目	3. 産業振興部【道の駅八王子滝山（農林課）】
指摘項目	(2) 指定管理者の概要
指摘事項	分配金に関する規定の基本協定書における欠落について
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘 <input type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	<p>募集要項では、分配金について、「（略）金額または割合は、基本協定書において定めるものとする」と規定しているが、基本協定書には、分配金に関する規定がなく、平成25年度の分配金に関しては、平成25年度協定書において規定しており、募集要項の規定に反している。</p> <p>収支差額の市と指定管理者の分配割合は、事業の特質やリスク負担等により決定されるべきものである。したがって、年度ごとに変更する余地が残されている年度協定書ではなく、募集要項に規定されているとおり、指定期間において固定されるべく基本協定書によって定められるべきである。</p>
措置内容	<p>納付金（平成28年度の募集時点より「分配金」を「納付金」と改めた）については、平成28年度に実施した指定管理者の選定（指定期間平成29～33年度）から募集要項において、実績や事業特性などを踏まえて、下限額を設定した。その後、指定管理者の提案額を精査したうえで、指定期間における毎年度の納付金額を定額とする基本協定を締結した。</p>
措置時期	平成29年3月31日
所管部課	産業振興部農林課

平成26年度

監査テーマ	指定管理者制度に関する事業の事務の執行について
監査項目	2. 生涯学習スポーツ部【甲の原体育館（スポーツ施設管理課）】
指摘項目	(2) 指定管理者の概要
指摘事項	独立した銀行口座の運用について
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘 <input type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	<p>基本協定書第15条第1項を受けて、指定管理者は当該指定管理業務専用の銀行口座を開設してはいる。</p> <p>しかしながら、本口座の月末残高を翌月の第3営業日にすべて別の口座に振り替えており、また、指定管理業務に係る経費支出も別の口座から行うなど、すべての収支について専用の銀行口座を利用していない。そのため、仮に施設の収支について適切な会計記録を行ったとしても銀行口座の収支と会計記録は一致しない。監査人は、専用口座で資金管理することにより口座記録と会計上の収支記録とを一致させるか、その差を把握し、もって、業務の実施に係る収入及び支出を適切に管理することが、基本協定書における規定の趣旨であると考え、このような運用は適切とはいえない。</p> <p>加えて、余剰資金を別口座へ移動させることは、本業務に係る経費の保管中に生じた利息収入の一部を本業務の経費に充当しておらず、基本協定書第16条第3号にも準拠していない。</p>
措置内容	<p>平成28年4月から平成33年3月までの指定期間における基本協定書について見直しを行い、固有の銀行口座を開設することに加え、「その口座及びその他帳簿類等により指定管理者の収支・財務状況を突合できる資料を作成し、指定管理料の執行状況を確認できるものとする」旨を規定し、口座記録と会計上の収支記録の差を把握することとした。モニタリングにおいて、上記に係る資料を確認しており、本業務の実施に係る収入及び支出を適切に管理していることを確認している。</p> <p>また、管理業務に係る経費を保管中に生じた利子収入についても、協定内容を見直し、収支記録の中で確認できるよう整理した。</p>
措置時期	平成29年6月29日
所管部課	生涯学習スポーツ部スポーツ施設管理課

平成28年度

監査テーマ	要綱に定めのある業務及び関連する一連の業務執行について
監査項目	第4 市民又は第三者の義務ないし負担に係る事項を規律する場合の定めと業務執行について
指摘項目	八王子市特定商業施設の出店に伴う生活環境保全に関する要綱
指摘事項	本要綱第8条について
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘 <input type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	本要綱には根拠法、根拠条例が存在しないため、出店予定者に義務付けを行う条項を規定することはできない。しかし、第8条において出店予定者に対し、「近隣住民等から生活環境を保持するための協定の締結を求められたときは、これを拒んではならない」と協定締結を義務付けている。この規定を、「正当な理由がない限り、協定を締結するよう努めなくてはならない」といった内容に改めるべきである。
措置内容	第8条「協定の締結」の規定については、これまで説明会の開催等により近隣住民等からの理解を得られており、締結の実績がない。また、根拠法、根拠条例も存在しないため、本条文内容を見直し、削除した要綱に改正した。
措置時期	平成29年4月1日
所管部課	産業振興部産業政策課

監査テーマ	要綱に定めのある業務及び関連する一連の業務執行について
監査項目	第4 市民又は第三者の義務ないし負担に係る事項を規律する場合の定めと業務執行について
指摘項目	八王子市特定商業施設の出店に伴う生活環境保全に関する要綱
指摘事項	本要綱第12条について
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘 <input type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	第12条は、出店予定者が要綱に定める手続等に関して、市の規定にある指導に従わなかった場合の勧告の規定である。しかし、根拠法、根拠条例に基づかない行政指導であることから、削除するか、根拠条例を策定すべきである。
措置内容	第12条「勧告」の規定については、これまで市との協議において問題点等の改善が図られていたことから、勧告の実績がないこと、また、八王子市行政手続条例に規定する行政指導という位置付けを要綱上に明記し、手続きを明確化したことから、本条文内容を見直し、要綱第8条（協定の締結）及び第12条（勧告）について削除した要綱に改正した。
措置時期	平成29年4月1日
所管部課	産業振興部産業政策課

平成28年度

監査テーマ	要綱に定めのある業務及び関連する一連の業務執行について
監査項目	第4 市民又は第三者の義務ないし負担に係る事項を規律する場合の定めと業務執行について
指摘項目	八王子市宅地開発指導要綱
指摘事項	協力金制度に関して
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘 <input type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	<p>協力金の制度は、事業者に協力を求めるものであるが、責務として義務付けるものではない。今後も要綱として存続させるのであれば、協力金の納入が事業者の任意の協力により実現されることを明示すべきである。したがって、対象要綱第14条第1項(3)イ、及び、第15条(2)では、現在「納入すること」となっている表現を、改めるべきである。</p> <p>また、対象要綱第24条についても、事業者の任意の協力により実現されるべきものであることから、削除するか努力規定に変更すべきである。</p>
措置内容	<p>指導要綱改正により対処した。第1条(目的)にて「事業者はその負担と協力を要請する」を「事業者に協力を要請する」と表現を改め、第24条(要綱の遵守)を全文削除することで、指導要綱全体が「事業者の任意の協力によるものである」ことを明示した。</p>
措置時期	平成29年4月1日
所管部課	まちなみ整備部開発指導課

監査テーマ	要綱に定めのある業務及び関連する一連の業務執行について
監査項目	第4 市民又は第三者の義務ないし負担に係る事項を規律する場合の定めと業務執行について
指摘項目	八王子市集合住宅等建築指導要綱
指摘事項	協力金制度に関して
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘 <input type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	<p>協力金の制度は、事業者に協力を求めるものであるが、責務として義務付けるものではない。今後も要綱として存続させるのであれば、協力金の支払等が事業者の任意の協力により実現されることを明示すべきである。したがって、対象要綱第19条及び第29条第1項では、現在「納入すること」となっている表現を、改めるべきである。</p> <p>また、対象要綱第35条についても、「事業者は、本要綱の規定を遵守しなければならない」となっている表現を、事業者の任意の協力により実現されるべきものであることから、削除するか努力規定に変更すべきである。</p>
措置内容	<p>指導要綱改正により対処した。第1条(目的)にて「事業者はその負担と協力を要請する」を「事業者に協力を要請する」と表現を改め、第35条(要綱の遵守)を全文削除することで、指導要綱全体が「事業者の任意の協力によるものである」ことを明示した。</p>
措置時期	平成29年4月1日
所管部課	まちなみ整備部開発指導課

平成28年度

監査テーマ	要綱に定めのある業務及び関連する一連の業務執行について
監査項目	第5 保健所業務に係る要綱の定めと業務執行について
指摘項目	八王子市環境衛生関係不利益処分取扱要綱
指摘事項	クリーニング業法第10条の2に定める措置命令について
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘 <input type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	要綱第3条は、旅館やクリーニング店などの施設において環境衛生規定に違反があった場合の処分について定めている。要綱では「違反があった場合」を「一定の場合」としているが、上位法の1つであるクリーニング業法第10条の2は、違反があった場合必ず処分を行う旨を規定している。クリーニング業法第10条の2に定める措置命令については、法に忠実に、違反があった場合には措置命令をする、と規定すべきである。
措置内容	要綱第3条、第4条、第8条の第1項で各不利益処分を規定した法文を明確にするとともに、第2項と第3項において措置命令等については、関係法令の諸規定に定められた方法によって実施する旨の規定を追加した。
措置時期	平成29年4月1日
所管部課	健康部生活衛生課

監査テーマ	要綱に定めのある業務及び関連する一連の業務執行について
監査項目	第5 保健所業務に係る要綱の定めと業務執行について
指摘項目	八王子市飼い主のいない猫（野良猫）の不妊去勢手術助成金交付要綱
指摘事項	補助金の交付決定取り消しの場合の返還請求について
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘 <input type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	八王子市補助金等の交付の手續等に関する規則では、補助金交付決定が取り消された場合、市長は「返還を命ずるものとする」と必要な規定になっている。これに対し、要綱第8条は、不正の手段によって助成金の交付を受けた場合には、市長は、「助成金を返還させることができる」と規定しており、助成金の返還請求は任意的なものになっている。 上位規則である、八王子市補助金等の交付の手續等に関する規則に忠実に、返還を命ずるものとするという表現に直すべきである。
措置内容	要綱第8条の規定について、上位規則である八王子市補助金等の交付の手續等に関する規則に合わせ、返還を命ずる記載とし改正した。
措置時期	平成29年3月1日
所管部課	健康部生活衛生課

平成28年度

監査テーマ	要綱に定めのある業務及び関連する一連の業務執行について
監査項目	第4 市民又は第三者の義務ないし負担に係る事項を規律する場合の定めと業務執行について
指摘項目	八王子市図書館資料館外個人貸出しに関する要綱
指摘事項	要綱の見直しについて
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘 <input type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	<p>当該要綱では、利用者が貸出期間経過後1か月を超えて当該図書館資料を返納しないときは、その者に対して、「新たに図書館資料の貸出しを行わない」ことを規定している。</p> <p>しかし、根拠法である、八王子市図書館条例施行規則においては、「新たに図書館資料を貸出さないことができる」と規定している。当該要綱は、根拠法を上回る貸出規制について規定している。よって要綱又は規則の規定内容を改正し、整合を図るべきである。</p>
措置内容	<p>当該要綱第4条第1項に定める貸出制限に係る事項について、図書館資料の個人貸出しを受けた者が、貸出し期間満了後1月を超えて貸出し資料を返納しない場合は、その者に対し、「新たに図書館資料を貸出さないことができる」に改正し、八王子市図書館条例施行規則との整合を図った。</p>
措置時期	平成29年9月1日
所管部課	図書館部中央図書館